

85. 71

**国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の
翻訳の作成と公報等への掲載に関する取扱い**

英語で記載されている国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務は、そのすべての指定商品又は指定役務について日本語の翻訳（参考訳とする。）を作成し、商標公報（公開国際商標公報、出願公開後における補正を掲載する公報及び国際商標公報）に掲載することとする。

ただし、公開国際商標公報又は出願公開後における補正を掲載する公報に翻訳を掲載する際、翻訳の作成ができない商品又は役務があるときは、当該公報には、当該指定商品又は指定役務を原文（英語）のまま掲載することとする。

〔説明〕

- (1) 我が国を領域指定する国際登録は、国際事務局から当該国際登録について英語で通報されてくることとなっている。我が国では、その通報された国際登録を国際商標登録出願として公開国際商標公報に掲載する。登録後は、国際商標公報に掲載することとなるが、それらの指定商品又は指定役務については、日本語による翻訳を作成し、その翻訳も参考訳として英語表示とともに掲載することとする。
- (2) 翻訳は、「類似商品・役務審査基準」等を参考に作成することとする。
なお、「類似商品・役務審査基準」に掲載されている名称と同一の商品又は役務である場合には、原則としてそれに従って翻訳することとする。
上記に該当しないものは、「マドリッド協定議定書に基づく標章の国際登録に関する商品・役務名ガイド〔国際分類第10-2016版対応〕」の「本書の利用に当たって」中「2. 英語訳の作成作業の基準」の記載事項等を参考に作成することとする。
- (3) ただし、公開国際商標公報又は出願公開後における補正を掲載する公報に掲載する際、新商品に係る用語又は誤字等により、文献では調査できない単語があり翻訳できない指定商品又は指定役務があった場合、当該公報には、翻訳ができなかった指定商品又は指定役務を明確に判別できるようにするため、その指定商品又は指定役務を原文のまま掲載するのが適当である。

【参考】

<翻訳できない場合の「公開公報」への掲載イメージ>

[指定商品又は指定役務の表示（原文）]

1 Industrial chemicals

9 Computers, Storage electric apparatus, …

[翻訳]

1 工業用化学品

9 コンピューター, Storage electric apparatus, …

※ 「electric」の綴りを「electric」と誤っている等により翻訳できない。

- (4) 出願公開後における指定商品又は指定役務の補正があったときは、公開国際商標公報に準じて、その翻訳を出願公開後における補正を掲載する公報に掲載することとする。

【備考】

- (1) 実体審査においては、指定商品又は指定役務の内容及びその範囲を確認し、不明確なものとは判断されるときは、商第6条第1項の拒絶理由を通知し、その内容及び範囲が明確になるようにその指定商品又は指定役務を補正させるとともに、翻訳の見直しを行い適切なものに修正することとする（詳細は、[審査便覧46.01](#)を参照）。

- (2) 指定商品又は指定役務の翻訳は、特許庁における審査において国際登録に係る出願により生じた権利又は国際登録に係る商標権の権利範囲を容易に把握できる等の便宜を図る観点から、参考情報として作成されるものである。

なお、それらの権利の範囲を定めるものは、国際登録簿に記載されている商品又は役務である。